

令和8年度（2026年度） 城陽市保育所等入所案内

【はじめに】

- ・保育所等の入所申込みにあたり、必ず本案内を最後までご一読ください。
- ・本案内は保育所等への入所決定後も参考となる内容が記載されていますので、引き続き大切に保管してください。
- ・今後、記載内容が変更となる場合がございますので、ご承知おきください。
- ・本案内の最新版は子育て支援課窓口で交付しているほか、城陽市子育て支援サイト「JOYO KIDS」等に掲載しています。

【締切日一覧】

保育所等の「入所申込み・希望順位等変更申請・転園願」について各申込（申請）月の締切日は下表のとおりです。

申込（申請）月	締切日
4月（1次調整）	令和7年11月17日（月）
4月（2次調整）	実施時期未定（※）
5月	令和8年 4月10日（金）
6月	令和8年 5月 8日（金）
7月	令和8年 6月10日（水）
8月	令和8年 7月10日（金）
9月	令和8年 8月10日（月）
10月	令和8年 9月10日（木）
11月	令和8年10月 9日（金）
12月	令和8年11月10日（火）
1月	令和8年12月10日（木）
2月	令和9年 1月 8日（金）
3月	令和9年 2月10日（水）

※4月（2次調整）の実施時期は、時期が確定次第、城陽市子育て支援サイト「JOYO KIDS」等に掲載します。

城 陽 市 福 祉 事 務 所
子育て支援課(電話)0774-56-4035

(令和7年10月現在)

～目次～

保育所等入所案内（概要）	2
保育所等入所案内（詳細）	
1. 保育所等の目的	3
2. 保育の必要性の認定基準（保育事由）	3
3. 支給認定制度について	4
【（１）認定区分の種類】	4
【（２）保育の必要量】	4
【（３）保育事由別の認定内容の相違点】	5
【（４）認定内容の変更】	5
4. 入所の選考	6
5. 提出書類	6
【（１）保育の必要性の認定（支給認定）申請書及び下表の証明書】	6
【（２）世帯状況の証明等】	7
【（３）保育料算出資料】	7
6. 保育料等について	8
【（１）保育料】	8
【（２）副食費】	8
【（３）減免及び無償化】	8
【（４）保育料表】	10
7. 保育所等について	11
【（１）所在地】	11
【（２）位置図】	12
【（３）休園日】	12
8. 昼間里親保育事業について	13
9. 利用調整基準	14
10. サイト等一覧	16
11. よくある質問	17

保育所等入所案内（概要）

《1》保育の必要性和入所手続について（P. 3～7）

保育所等へ入所申込みできる児童は、保護者のいずれもが「保育の必要性の認定（以下、「支給認定」という。）」を受けている場合に限ります。支給認定には、保育事由ごとに定められた要件を満たす必要があります。

支給認定の申請には、申請書と保育事由に沿った証明書の提出が必要となります。また、保育事由によって、保育の必要量（標準時間・短時間）や認定期間が異なります。

保育の必要量のいずれも保育所等を利用できる時間に違いはありませんが、別途料金が必要な延長保育となる時間帯に違いがあります。

《2》保育料・副食費について（P. 8～10）

●保育料とは

0～2歳児クラスの児童の保育所等利用には月単位での保育料の支払いが必要となります。なお、3歳児クラス以降の保育料は無償となります。保育料は、「児童年齢」・「保育の必要量」・「保護者の市区町村民税額」により決定し、前期（4月～8月）・後期（9月～翌年3月）で算定を行います。前期は前年度の税額（令和7年度）の税額で算出し、後期は当該年度（令和8年度）の税額で算定します。

●副食費とは

3～5歳児クラスの児童の保育所等利用には月単位での副食費の支払いが必要となります。なお、0～2歳児クラスの副食費は保育料に含まれています。

●減免及び無償化について

国・京都府において減免及び無償化制度があります。

●その他費用について

その他費用については、保育所等へ直接ご確認ください。

《3》保育施設について（P. 11～13）

●保育所

0歳～5歳児クラスが対象となる施設です。

●小規模保育事業所、家庭的保育事業所

少人数のきめ細かな保育を行う、0歳～2歳児クラスが対象となる施設です。

●昼間里親保育事業

昼間里親宅で最大3人までの家庭的な保育を行う、0歳～2歳児クラスが対象となる市の独自事業です。

《4》利用調整について（P. 14～15）

保育所等の入所は、利用調整基準に基づき決定します。利用調整基準では、各家庭の保育の必要性を点数化して調整を行います。

点数は、保護者の状況としての「基本点数」とその他の状況としての「調整点数」を合算して点数化します。各点数項目の詳細は点数表に記載しています。

《5》必要書類について

保育所等への入所申込みには下表の必要書類をご準備ください。

必要書類		該当ページ
基本書類	① 城陽市保育所等入所申込書	—
	② 保育所等入所申込みに関する確認書（提出用）	
	③ 保育所等入所申込書交付時チェックリスト（市職員間取り）	
	④ 支給認定申請書	
保育の必要性に関する書類	⑤ 支給認定における証明書	P. 6
世帯の状況に関する書類	⑥ 世帯状況の証明書等	P. 7
	⑦ 利用調整基準に基づく状況書類	P. 15

保育所等入所案内（詳細）

1. 保育所等の目的

保育所等は、その家庭において保護者が労働に従事したり、疾病にかかっているなどのため、家庭で十分保育ができない児童を保護者からの委託を受けて保育することを目的とする施設です。本市では、保育所等での保育のほか、昼間里親での保育制度があります。

2. 保育の必要性の認定基準（保育事由）

保育所等へ入所申込みできる児童は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当し、保育の必要性の認定を受けている場合です。

ただし、施設の受入能力等により、入所できない場合があります。

- ① 1か月60時間以上労働することを常態としていること。（昼間4時間以上かつ1か月15日以上）ただし、夜間6時間以上の場合は夜勤でも可。
- ② 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。（出産（予定）月の前後2か月）
- ③ 疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っていること。
- ④ 長期にわたり疾病の状態にある親族、又は精神若しくは身体に障がいを有する親族を常時介護、又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 起業の準備を含む、求職活動を継続的に行っていること。（3か月かつ同一年度内に一度のみ）
- ⑦ 学校に在学している、又は職業訓練を受けていること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩ 市長が認める前各号に類する状態にあること。

保育の必要性の認定基準に適合しているかどうか書類審査及び実態調査などを行います。
また、入所の後も書類審査及び実態調査などを行い「保育の必要性の認定基準」に該当しなくなった場合には、退所となります。

3. 支給認定制度について

教育・保育施設（保育所等、幼稚園、認定こども園）等を利用する場合は、利用のための認定を受けていただく必要があります。認定の申請は、教育・保育施設を利用できる資格があることを市に申請し、市が申請に基づき審査し認定します。

なお、認定された場合は、市から下表の3つの区分に応じた認定証を交付します。また、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に区分されます。

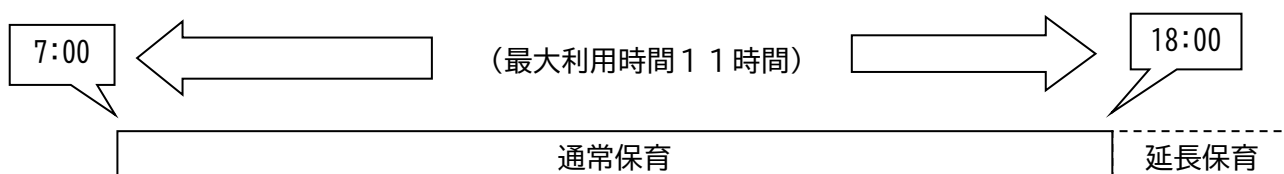
【（１）認定区分の種類】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所等 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所等 認定こども園

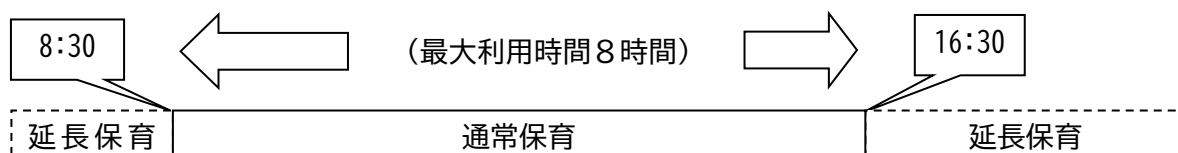
【（２）保育の必要量】

保育の必要性の認定において、「保育標準時間」、「保育短時間」のどちらの区分で認定されているかによって、保育所等の利用できる時間帯が異なります。

●保育標準時間認定



●保育短時間認定



※ 入所日の初日から普通保育を行うと、環境面の違い等からお子さんにとって心身ともに大きな負担となるため、入所後の一定期間はならし保育（午前中保育）となりますのでご協力ください。

※ お仕事が休みの日や、早めのお迎えが可能な日は、ご家庭で保育してお子さんとのふれ合いの時間を多く持つようにしてください。

※ にこにこ保育園は、他の施設と保育短時間の設定が異なります（P.11）。

※ 市立保育所の延長保育料は次表のとおりです。なお、私立保育所等の延長保育料については、別に決定され、直接各園にお支払いいただくことになります。

区 分	3歳未満児	3歳以上児	備 考
7:00～ 8:29	100 円	100 円	保育短時間認定の方に適用されます。
16:31～18:00	100 円	100 円	
18:01～18:30	150 円	100 円	全員に適用され、上記に加算します。 ※18時以降はおやつを提供があります。
18:01～19:00	250 円	150 円	

【(3) 保育事由別の認定内容の相違点】

保育事由	認定期間	保育の必要量
①就労	最長で小学校就学前まで	就労時間による (保育標準時間を希望する場合は月120時間以上)
②妊娠・出産	出産(予定)月の前後2か月	保育標準時間
③疾病等	最長で小学校就学前まで	申請内容による
④介護・看護		保育標準時間
⑤災害復旧		
⑥求職	3か月	保育短時間
⑦就学	最長で小学校就学前まで	就学時間による
⑧虐待		保育標準時間
⑨育休	最長で小学校就学前まで	保育短時間
⑩その他	保育が必要である期間	申請内容による

※ 保育必要量の認定については、保育標準時間認定か保育短時間認定のいずれかを希望することができますが、決定時には支給認定申請書及び就労証明書等の客観的な資料に基づいて判断します。

※ 認定を受けた保育事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。

【(4) 認定内容の変更】

保育事由や必要量に変更が生じた場合には、速やかに変更の申請をしてください。

毎月15日(土・日・祝の場合は前開庁日)締め、翌月1日からの変更となります。

(例) 令和8年4月1日から「求職」で入所し、7月1日から「就労(会社員)」での入所に変更
⇒ 6月15日までに「支給認定(現況)申請書(変更)」と「就労証明書」を提出

4. 入所の選考

1つの保育所等についての申込者数が、その施設の受入能力を超える場合は、利用調整基準（P.14～15）に基づいて保育の必要性を点数化し、利用調整を行います。

5. 提出書類

4月1日の入所申込みは、別途お示しする締切日までに、指定する場所に提出してください。また、年度途中（5月以降）の各月1日の入所申込みは、**入所を希望する月の前月の10日（土・日・祝の場合は前開庁日）まで**に、子育て支援課に提出してください。

提出にあたっては、申込書、保育所等入所申込みに関する確認書等に加え、下記の必要書類をすべて揃えて提出してください。書類に不備がある場合は受付できません。

締切日以降の追加の書類提出等は、利用調整点数に反映されませんのでご注意ください。

【（１）保育の必要性の認定（支給認定）申請書及び下表の証明書】

	保育事由	労働形態等	証 明 書	証明書の発行者
P 3 2. 保育の必要性の認定基準 保育事由 ①～⑩	①就労	会社員・公務員 (パート及びアルバイト含む)	就労証明書	勤務先
	⑨育休 (育休取得による継続入所)	自営業 (法人格のない事業所での就労や事業活動)	就労状況申告書 自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)	
		農業	耕作証明書	農業委員会の委員、農家組合長
		内職	内職証明書	内職の発注事業者
	②妊娠・出産 (産休含む)		母子健康手帳の写し (母の氏名と分娩予定日がわかるページ)	
	③疾病等		診断書	医師
	④介護・看護	同居者を介護・看護	診断書(被介護者)	医師
		別居者を介護・看護	診断書(被介護者) 民生児童委員証明書 (介護者介護の旨の証明書)	医師 民生児童委員
	⑤災害復旧		罹災証明書	城陽市役所危機・防災対策課 (自然災害) 城陽市消防本部(火災)
	⑥求職		誓約書	
	⑦就学		在学証明書 通学日数と時間がわかる書類(カリキュラム・時間割等)	就学先の教育機関
	⑧虐待		専門機関の意見書等	
	⑩その他		事由による	

※ 自営業の中心者でない等により自営の証明書類が提出できない場合は、中心者の確定申告書（事業専従者として従事者氏名の記載があるもの）や中心者から従事者への支払いが確認できる給与明細等を提出してください。

また、当該児童と同居の親族その他の方（18歳以上（4月1日入所申込時は「19歳以上」に読み替えます。）65歳未満）がおられ、就労等で保育ができない場合は、就労証明書等の証明書類を提出してください（提出がない場合は入所の優先度が下がります）。

※ 月途中において採用予定の方や、産休・育休明けで仕事に復帰される方は、採用若しくは復帰される月の初日からの入所申込が可能です（入所月の月末までに勤務を開始する必要があります）。

※ 求職を理由とする保育所等入所は、同一年度内に一度のみです。

※ 提出書類の作成に鉛筆・消えるペンや修正テープは使用しないでください。

【（２）世帯状況の証明等】

世帯状況	証 明 書 等	証明書の発行者
ひとり親	ア：児童扶養手当の証書の写し、イ：ひとり親状況確認同意書、 ウ：戸籍謄本、エ：民生児童委員証明書（いずれか１点） 児童扶養手当の認定を受けている方…アまたはイ 児童扶養手当の認定を受けていない方…ウまたはエ	エ：民生児童委員
障がい児（者）	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証の写し	—
多子世帯（※１）	保育所等保育料多子減免申請書及び在園証明書	幼稚園等
第３子以降（※２）	第３子以降保育所等保育料等無償化事業申請書	—

※１ 申請児童の兄姉が幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に在園している場合
（申請児童の兄姉が保育所等に在園している場合は提出不要）

※２ 満18歳未満の児童が３人以上いる世帯のうち、申請児童が第３子以降になる場合

【（３）保育料算出資料】

令和７年１月１日に城陽市外に住民票があった方は令和７年度（令和６年所得分）市区町村民税課税額証明書（※）が必要となります。保護者（父母等）の方すべての分が必要です。９月以降の入所については、令和８年度（令和７年所得分）が必要になります。

なお、申請時に個人番号（いわゆるマイナンバー）を必要書類に記載の上、誤りがないか確認するため個人番号カードや個人番号通知カード等を職員に提示していただいている場合は、市区町村民税課税額証明書の提出は不要となります。

必要書類に個人番号の記載がなく、市区町村民税課税額証明書の提出がない場合は、市区町村民税額が不明なため、最高階層で決定します。

※ 令和７年１月１日現在住民票があった市区町村役場で発行されます。

城陽市に住民票がある方は必要ありません。

6. 保育料等について

【（１）保育料】

保育料は、児童の年齢と保育認定時間、保護者（父母）の市区町村民税額により決定します。4月～8月は前年度（令和7年度）の税額で算出し、9月以降は当該年度（令和8年度）の税額で再計算する予定です。

令和8年度		令和9年度
4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和7年度市区町村民税額にて算定	令和8年度市区町村民税額にて算定	

※ 年度途中に税額に変更があった場合は、速やかに子育て支援課へ申し出てください。

※ 月の1日現在、保育所等に入所している場合は、月の途中で退所しても1か月分の保育料がかかります（日割り計算は行いません）。

【（２）副食費】

国の制度に基づき、2歳児クラス以下の児童については、副食費は保育料に含まれておりますが、3歳児クラス以上の児童については、副食費が園ごとに定められており、実費負担となります。

【（３）減免及び無償化】

保育所等の保育料について、国と京都府の制度に基づき、保育料、副食費の減免及び無償化を行っています。

●国の制度内容

・保育料

- ① 同一世帯で2人以上の児童が保育所等や幼稚園等へ在園している場合、2人目の児童の保育料の額は保育料（月額）欄の2分の1の額とし、3人目以降は無料となります。
- ② 市区町村民税所得割額が57,700円未満の多子世帯については、上の兄弟の年齢に関わらず2人目の児童の保育料の額は保育料（月額）欄の2分の1の額とし、3人目以降は無料となります。
- ③ 市区町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親等に該当する場合は、上の兄弟の年齢に関わらず2人目以降の児童の保育料の額は無料となります。

※ 「幼稚園等」とは、幼稚園や認定こども園、企業主導型保育事業所（企業主導型保育事業所を除く認可外保育所等については対象外）をいいます。

※ 「ひとり親等」とは、ひとり親世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や、障害者基礎年金等の受給者及び特別児童扶養手当の支給対象児童のいる世帯のことをいいます。

- ・副食費

市区町村民税所得割額が57,700円未満の世帯、77,101円未満のひとり親等及び同時在園第3子以降は、副食費が徴収免除（無償）となります。徴収免除となる方については、市より個別に通知があります。

- 京都府の制度内容（※）

- ・保育料

京都府第3子以降保育所等保育料等無償化事業に基づき、満18歳未満の児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む）が3人以上いる世帯のうち、市内の保育所等に入所している第3子以降の0歳～2歳児クラスの児童にかかる保育料を無償化します。

- ・副食費

上記保育料と同条件の3歳児クラス以上の児童につきましては、各保育所により設定されている副食費を無償化します。

※ 保育料、副食費ともに次頁に記載のある階層区分が第10階層以下の世帯が対象となります（P.10の保育料表参照）。申請書を提出されても階層超過により不適用となる場合がありますのでご承知おきください。

なお、令和8年度の京都府第3子以降保育所等保育料等無償化事業について、対象の範囲、事業内容が変更される場合があります。

【（４）保育料表】

令和７年度（２０２５年度）保育料

参考

令和８年度の保育料については改定することがあります。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				保育料（月額）			
				保育標準時間		保育短時間	
階層 区分	定 義			3歳未満児	3歳児以上	3歳未満児	3歳児以上
1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0円	0円	0円	0円
2	前年度分の 市区町村民税非課税世帯		ひとり親等	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0
3	前年度分の市区町村民税の課税世帯 であって均等割の額のみの世帯		ひとり親等	3,300	0	3,200	0
			その他	7,300	0	7,200	0
4	前年度分の市区 町村民税の課税 世帯であって、 その市区町村民 税の所得割額の 区分が次の区分 に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親等	4,700	0	4,600	0
その他			10,200	0	10,000	0	
5		48,600円以上 54,000円未満	ひとり親等	4,800	0	4,700	0
			その他	15,800	0	15,500	0
6		54,000円以上 58,000円未満	ひとり親等	5,600	0	5,500	0
			その他	18,400	0	18,100	0
7		58,000円以上 77,000円未満	ひとり親等	6,300	0	6,200	0
			その他	21,000	0	20,700	0
8		77,000円以上 97,000円未満	ひとり親等 ※77,101円未満に限る	6,900 (7,100)	0	6,800 (7,000)	0
			その他	23,100 (23,700)	0	22,700 (23,300)	0
9		97,000円以上	132,000円未満	30,900 (32,100)	0	30,400 (31,600)	0
10		132,000円以上	169,000円未満	39,500 (40,500)	0	38,900 (39,900)	0
11		169,000円以上	301,000円未満	49,400 (50,200)	0	48,600 (49,400)	0
12		301,000円以上	397,000円未満	57,600 (59,400)	0	56,700 (58,500)	0
13		397,000円以上		65,000 (67,800)	0	63,800 (66,700)	0

※ 保育料（月額）欄中（ ）は、０歳児に適用する。

※ ひとり親等とは、ひとり親世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や、障害者基礎年金等の受給者及び特別児童扶養手当の支給対象児童のいる世帯のことです。

※ 市区町村民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）は適用されません。なお、定額減税は適用します。

7. 保育所等について

【（１）所在地】

		施設種別	施設名 (定員数)	所在地 (電話)	保育標準時間	延長保 育時間	受け入れ 開始月齢
					保育短時間		
市 立	1		久 津 川 (150名)	平川大將軍2 52-4864	7:00～18:00 8:30～16:30	～19:00	43日目～
	2		久 世 (150名)	久世芝ヶ原74-1 52-4369	7:00～18:00 8:30～16:30	～19:00	
	3		鴻 の 巣 (110名)	寺田東ノ口51-5 55-9191	7:00～18:00 8:30～16:30	～19:00	
	4		今 池 (120名)	富野高井44-3 53-2800	7:00～18:00 8:30～16:30	～19:00	
	5		青 谷 (90名)	中樋ノ上63-1 52-1039	7:00～18:00 8:30～16:30	～19:00	
私 立	6	保育所	せ い じ ん (240名)	富野西田部64-1 53-1300	7:00～18:00 8:30～16:30	～19:00	おおむね 2 か月～
	7		く ん ぎ (160名)	寺田庭井36-4 52-1662	7:00～18:00 8:30～16:30	～19:00	
	8		清 心 (220名)	富野荒見田4 55-0230	7:00～18:00 8:30～16:30	～19:00	
	9		里 の 西 〔第二里の西 の連携施設〕 (220名)	久世里ノ西66-1 55-0243	7:00～18:00 8:30～16:30	～19:00	
	10		し い の 木 (70名)	寺田林ノ口11-114 54-7556	7:00～18:00 8:30～16:30	～22:00	
市 立	11	小規模 保育事業所 〔0～2歳児 クラスのみ〕	広野幼児園 (19名)	寺田水度坂5 34-4150	7:00～18:00 8:30～16:30	～19:00	おおむね 4 か月～
	12		第二里の西 (19名)	平川鍛冶塚64 56-8221	7:00～18:00 8:30～16:30	～19:00	
	13	家庭的 保育事業所 〔0～2歳児 クラスのみ〕	にこにこ (5名)	寺田深谷57-86 52-3783	7:00～18:00 ①8:00～16:00 ②8:30～16:30	7:00～ ～19:00	おおむね 2 か月～

※ 1の久津川保育園は市立保育園ですが、運営は平成22年度より学校法人善導学園が行っています。

※ 2の久世保育園は市立保育園ですが、運営は平成18年度より社会福祉法人清仁福祉会が行っています。

※ 4の今池保育園は市立保育園ですが、運営は平成25年8月より指定管理者である学校法人城陽学園が行っています。

※ 11の広野幼児園、12の第二里の西保育園は小規模保育事業所、13のにこにこ保育園は家庭的保育事業所であり、0～2歳児クラスまでの保育提供となります。

※ 13のにこにこ保育園は他の施設と異なり、保育短時間は複数パターンの設定があります。

【（2）位置図】



【 (3) 休園日 】

市立保育所については、年末・年始の期間(12月29日から1月3日まで)、及び日曜・祝日・振替休日。また、伝染病・風水害・その他市長が特に休園を必要と認めた場合に、臨時休園することがあります。

なお、私立保育所等の休園日については各園で設定されていますので、直接各園に確認していただくことになります。

8. 昼間里親保育事業について

昼間里親保育事業は、保護者が保育の必要性の要件に該当し、児童の保育ができない場合、3歳未満児を対象に、保育士資格を有する(市が認定した)昼間里親宅で、家庭的な雰囲気のもと、保護者に代わって最大3人までの児童を保育する市の独自事業です。

現在、保育を受託されている昼間里親の情報は子育て支援課にお問合わせください。

昼間里親保育時間

通常時間	平日	8:30~17:00
	土曜日	8:30~13:00
時間外保育時間 (平日・土曜日とも)	早朝	7:30~
	夕方	~18:00

※ 昼間里親の事情により時間外保育をしていない場合があります。

令和7年度(2025年度)昼間里親保育料

参考

令和8年度の保育料については改定することがあります。

児童が属する世帯の階層区分				保育料（月額）
階層	定 義			
1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0円
2	1 及び 3 以降の階層を除く世帯			0
3	1 の階層を除き、前年度の市区町村民税所得割課税世帯であってその所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	77,000 円未満		2,800
4		77,000 円以上	97,000 円未満	6,800
5		97,000 円以上	132,000 円未満	12,300
6		132,000 円以上	169,000 円未満	17,800
7		169,000 円以上	301,000 円未満	23,600
8		301,000 円以上	397,000 円未満	30,100
9		397,000 円以上		34,500

※ 同一世帯で2人以上の児童が保育所や幼稚園、昼間里親等へ在籍している場合、2人目の児童の保育料の額は保育料(月額)欄の2分の1の額とし、3人目以降は無料となります。

※ 市区町村民税所得割額が57,700 円未満(ひとり親等にあっては77,101円未満)の多子世帯について、上の兄弟の年齢に関わらず2人目(ひとり親等にあっては1人目)の児童の保育料の額は保育料(月額)欄の2分の1の額とし、3人目以降(ひとり親等にあっては2人目以降)は無料となります。

9. 利用調整基準

(令和8年度)

【利用調整点数の算定方法】

- ・A 基本点数合計(父母それぞれの点数を合算)に、
 - B 調整点数合計(世帯単位で該当項目を加点・減点して合算)
- を加えて算定し、利用調整点数の高い児童から順に保育の利用に係る優先順位を決定する。
- ・利用調整点数が同一の場合は、「3 同一点数となった場合の優先順位」に基づき優先順位を決定する。

利用調整点数(A+B):

1 基本点数表(A)

保育要件	保護者の状況	基本点数		必要書類
		父	母	
就労	月160時間以上	20	20	1
	月140時間以上	19	19	
	月120時間以上	18	18	
	月100時間以上	17	17	
	月80時間以上	16	16	
	月60時間以上	14	14	
	内職従事者	6	6	
妊娠・出産	出産(予定)月の前後2か月		14	3
疾病等	入院中(1か月以上)	20	20	4及び5
	通院が必要で、1か月以上の長期安静加療が必要で、保育ができないと医師が判断する者	12	12	
	その他1か月以上保育ができないと医師が判断する者	10	10	
	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の者で、保育ができないと医師が判断する者	15	15	
	身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている、又は要介護認定1・2の者で、保育ができないと医師が判断する者	11	11	
介護・看護	同居の常時臥床者である親族を自宅で常態的に介護、看護している	12	12	4
	長期入院等をしている親族を常態的に介護、看護している	10	10	4又は
	上記以外で親族を常態的に介護、看護している	8	8	4及び6
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	20	20	7
求職	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている	1	1	8
就学	1日4時間以上月20日以上就学している	14	14	9
	1日4時間以上月15日以上20日未満就学している	10	10	
A 基本点数合計				

※ 複数の要件に該当する場合は、最も点数が高いものを採用します。

<必要書類>

- 1…(会社員・公務員・パート・アルバイト)就労証明書
(自営業)就労状況申告書及び自営の証明書類の写し
(農業)耕作証明書
上記のうち該当するもの
- 2…内職証明書
- 3…母子健康手帳の写し(母の氏名と分娩予定日がわかるページ)
- 4…診断書
- 5…身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・介護保険被保険者証の写し
- 6…別居の親族の介護・看護の場合、民生児童委員証明書
- 7…罹災証明書
- 8…誓約書
- 9…在学証明書及び通学日数と時間がわかる書類(カリキュラム・時間割等)

<優先入所>

- ・医療的ケア児(日常生活で医療行為を必要とする児童)については、保育の必要性がある場合、当該児童年齢に受入枠があり、看護師配置等の受入整備を前提として、当分の間、鴻の巣保育園に優先的に入所する措置があります。
なお、医療的ケア児が複数あり、受入れ可能な人数を超える場合は、本基準により利用調整します。
- ・前年度において2歳児クラスで地域型保育事業所を利用しており、次年度にその事業所の連携施設である保育所へ入所を希望する場合は、優先的に入所枠を確保します。
なお、連携施設への申込が受入れ可能な人数を超える場合は、本基準により利用調整します。

2 調整点数表(B)

事項	内容	調整 点数	必要 書類
世帯の状況	ひとり親世帯(別居かつ離婚協議中の場合を含む)	24	1
	生活保護	2	/
	未就学児が3人以上いる ※1	2	
	小学生以下の児童が3人以上いる ※1	1	
	同居の18歳以上65歳未満の親族その他の方が、就労等で保育ができないという 証明書の提出無し(減点) ※2	△3	
保護者の状況	保護者が産休及び育休から復職する(転園は対象外)	3	2
	保護者が保育士等として本市の保育施設に勤務(就労の要件を満たす) ※3※4	10	
	保護者が保育士等として市外の保育施設に勤務(就労の要件を満たす) ※3※4	9	
	保護者が市内の学童保育所に勤務(就労の要件を満たす)	10	
	保護者のいずれかが府外へ単身赴任中	1	
	主たる生計維持者が失業している	2	3
	自営業だが、本人の就労を証明する書類の提出無し(減点)	△4	/
	申込児童以外の育児休業中(減点)	△7	
	保護者が育児休業の延長も許容できる	△70	
兄弟姉妹の 状況	兄弟姉妹がすでに城陽市内の認可保育施設に入所している(転園は対象外)	7	/
	兄弟姉妹がそれぞれ別の市内の認可保育施設に入所している場合で、そのいずれ かの在園施設に転園を希望する	8	
	兄弟姉妹(多胎児含む)が同時に入所申込をする(転園は対象外)	1	
	未就学児の兄弟姉妹が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交 付を受けている	1	4
申込児童の 状況	転入により入所申込をしているが、転入前に保育施設に入所していた ※4	3	5
	申込日時時点で保育の必要性があり、有料の認可外保育施設を月極めで利用して いる	3	
	申込日時時点で保育の必要性があり、幼稚園又は認定こども園に在園し、預かり保育 についても利用している	1	
	前年度において昼間里親を利用しており、次年度においても昼間里親を希望する	5	/
	前年度において0・1歳児クラスで昼間里親を利用している	3	
	前年度において2歳児クラスで地域型保育事業所又は昼間里親を利用している	5	
	地域型保育事業所を利用しており、その事業所の連携施設である保育所に転園を 希望する	8	
その他	虐待・DVのおそれがあり、裁判所から保護命令、接近禁止命令等の発令が確認でき る	※5	※6
	虐待・DVのおそれがあり、本市家庭児童相談室、警察署、DVセンター等と相談中又 は市外の担当と相談中であることが確認できる		
	上記のほか、福祉事務所長が必要と認める場合		
B 調整点数合計			

※1 「未就学児が3人以上いる」を適用する場合、「小学生以下の児童が3人以上いる」は適用されません。

※2 当初入所申込時は、「18歳以上」を「19歳以上」に読み替えて適用します。

※3 「保育士等」には、保育士のほか、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、調理師として直接
保育業務に関わっている方を含みます。

※4 「保育施設」には、認可保育施設(保育所、認定こども園(1号認定除く)、地域型保育事業所)のほか、
認可外保育施設を含みます。

※5 状況等を個別に判断し調整します。

※6 専門機関の意見書等。

<必要書類>

1…児童扶養手当の証書の写し・ひとり親状況確認同意書・戸籍謄本・民生児童委員証明書(いずれか1点)

※離婚協議中については、裁判所からの通知書等の事実を確認できる書類の提出がある場合に適用

2…就労証明書

3…雇用保険受給資格者証又は失業後、雇用保険を受給するための手続きをしていることがわかる書類

4…身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し

5…施設を利用していることがわかる書類(在園証明書や領収書、請求書等)

3 同一点数となった場合の優先順位

優先順位	優先順位内容
①	両親がいない、ひとり親世帯
②	保護者が保育士等として本市の保育施設に勤務
③	保護者が保育士等として他市の保育施設に勤務
④	兄弟姉妹が既に希望する認可保育施設に入所している
⑤	保育代替施設(昼間里親、認可外保育施設、一時預かり等)を利用し、既に就労して いる
⑥	基本点数における保育要件間の優先順位 (就労⇒疾病⇒介護・看護⇒就学⇒妊娠・出産⇒災害復旧⇒求職⇒育休)
⑦	家庭内において日中保育できない期間又は時間が長い

10. サイト等一覧

●城陽市子育て支援サイト「JOYO KIDS」-----



市が運営する、子育て関連情報に特化したウェブサイトです。
子育て中のみなさまが“いま、知りたい”情報を掲載しています。
「保育施設・幼稚園情報」のページでは、施設の空き状況（途中入所に限る）や特色等が掲載されています。

●城陽市ホームページ-----



関連ページへは以下のとおり選択いただくとアクセスできます。

- ① トップページ上段の「暮らしのガイド」を選択
- ② 「子育て」項目内の「▶子どもを預けたい」を選択

●保育所等入所案内-----



本案内の電子データを掲載しています。
記載内容に変更が生じた場合は、こちらに最新版を掲載します。

●保育所等関係様式集-----



支給認定の申請書及び証明書やその他申請書等を掲載しています。
なお、保育所等入所申込関係書類については、必要事項の聞き取り等を行った後の交付となるため掲載しておりません。

※サイト等のURLや掲載内容は変更となる場合がございます。

11. よくある質問

※保育所等とは、城陽市内認可保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所をいいます。
地域型保育事業所とは、小規模保育事業所、家庭的保育事業所をいいます（P.11）。

< 1. 入所申込みについて >

Q1-1：第2希望以降の保育所等がある場合は、保育所等ごとの申込みが必要か。

A1-1：不要です。保育所等の入所申込みは各保育所等に直接申込むものではなく、希望順位を記載の上、一括で市に申込みしていただきます。

Q1-2：希望園の追加や変更をすることは可能か。

A1-2：締切前であれば入所申込書に追加や変更を記載していただくことが可能ですので事前にご連絡ください。締切後は「保育所等入所申込希望順位等変更申請書」を提出していただくことで次の入所調整に反映します。

Q1-3：育児休業中での申込みは可能か。

A1-3：保育所等は就労等により日中保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。
このため、育児休業の取得の理由となっている児童の申込みはできません。
なお、入所月の月末までに育児休業から復帰する場合は申込みが可能です。

Q1-4：城陽市民でなくても申込みは可能か。

A1-4：可能です。ただし、入所が決定した場合は、入所月の1日までの転入が必要です。

Q1-5：世帯分離している別世帯員は同居の親族その他（18歳以上65歳未満）に含まれるのか。

A1-5：含まれます。住民票上で同一住所の方全員が対象となります。

Q1-6：離婚協議中の場合はひとり親世帯となるのか。

A1-6：別居かつ離婚協議中の場合、裁判所からの通知書等の事実を確認できる書類の提出をもってひとり親世帯とします。

具体的な確認書類としては、離婚協議申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調定期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調定不成立証明書等が挙げられます。

Q1-7：「妊娠・出産」を理由に入所申込みをしたが、入所保留となり産後2か月を経過した場合は申込みが必要か。

A1-7：引き続き入所希望がある場合は、新たな入所事由による再度の申込みが必要です。

Q1-8：地域型保育事業所を卒園予定だが、卒園後に保育所の入所を希望する場合は申込みが必要か。

A1-8：新たに入所申込みが必要です。

< 2. 利用調整基準について >

Q2-1：どこの保育所等が入りやすいか。

A2-1：申込者数や各園の空き枠は年度ごとにかなりのばらつきがあるため不明です。

Q2-2：保育所等の入所調整はどのように行うのか。

A2-2：保育の必要性を点数化し、調整を行います。

詳しくは、「**9. 利用調整基準**」（P. 14～15）」をご覧ください。

Q2-3：希望園を限定した方が優先度が上がるのか。

A2-3：限定による加点はございません。

希望園を限定すると、当該園での調整ができなかった場合に入所保留となってしまいますので、可能な限り通園が可能な施設を希望園とし、希望順に申込書に記入してください。

Q2-4：申込みを早くした方が優先度が上がるのか。

A2-4：早期の申込みによる加点はございませんので、締切日までにご提出ください。

令和8年4月1日入所の1次調整の入所申込み締切日は令和7年11月17日（月）です。

2次調整の実施時期は、時期が確定次第、城陽市子育て支援サイト「JOYO KIDS」等に掲載します。

また、年度途中（5月以降）の各月1日の入所申込み締切日は、入所を希望する月の前月の10日（土・日・祝の場合は前開庁日）です。

Q2-5：利用調整点数が同一点数の場合はどのように決定するのか。

A2-5：優先順位により、調整を行います。

詳しくは、「**9. 利用調整基準**」（P. 15）の「3 同一点数となった場合の優先順位」をご覧ください。

Q2-6：結果通知はいつ来るのか。

A2-6：4月1日入所の1次調整結果は、入所・入所保留に関わらず、2月上旬までに郵送にて通知します。電話等による事前通知はございません。

5月以降各月1日入所の調整結果は、入所保留の方も含め申込者全員に入所希望月の前月15日以降に電話連絡の上、入所希望月の前月末までに郵送にて通知します。

< 3. 保育所等の利用について >

Q3-1：入所決定後の手続は。

A3-1：4月1日入所の1次調整で入所決定となった場合、各園で説明会があります。

日程は決定通知に同封します。児童の面談などもありますので、必ず児童と一緒にご参加ください。なお、2次調整で入所決定となった場合、各園との個別面談となる可能性があります。また、5月以降各月1日入所の調整結果が入所決定となった場合、各園と直接調整の上、個別面談となります。

Q3-2：ならし保育の期間はいつまでか。

A3-2：児童の状況により各園が判断しますので、詳しくは、各園にてご確認ください。

< 4. 支給認定について >

Q4-1：変更申請はどのような場合に行うのか。

A4-1：認定内容に変更が生じた場合

（例）求職 → 就労 に変更となった

認定期間が終了となる場合

（例）出産後2か月が経過した

保育の必要量を変更したい場合

（例）保育短時間 → 保育標準時間 に変更したい 等

Q4-2：変更申請の手続き方法は。

A4-2：<提出書類>

「支給認定（現況）申請書（変更）」及びその証明書

<提出期限>

毎月15日（土・日・祝の場合は前開庁日）締切、翌月1日からの変更となります。

<提出先>

在園する保育所等又は子育て支援課（子育て支援課の場合は、郵送可（締切日必着））

Q4-3：「就労」事由の認定要件は1か月60時間以上の労働でよいのか。

A4-3：「昼間4時間以上かつ1か月15日以上」で、1か月60時間以上が必要となります。

例えば、「昼間3時間・1か月20日」の1か月60時間勤務の場合は、1日の就労時間が不足しているため要件を満たしません。

なお、雇用契約上の就労日数と就労時間であり、通勤時間は含みません。

Q4-4：「就労」事由において保育標準時間の認定要件は。

A4-4：休憩時間・往復の通勤時間を含んで月120時間以上の就労時間が必要です。

Q4-5：「就労」事由の夜間の時間帯はいつか。

A4-5：夜間の時間帯は、午後10時から午前5時までをいいます。

Q4-6：求職活動の留意点は。

A4-6：認定期間は3か月です。

また、求職を理由とする保育所等入所は、同一年度内に一度のみですのでご注意ください。

Q4-7：就労証明書は誰が記入するのか。

A4-7：必ず就労先事業所が記入してください（押印不要）。

ただし、下段「保護者記載欄」は保護者が記入してください。

Q4-8：就労先が変更となったのみで保育事由、保育必要量に変動がないが、変更申請が必要か。

A4-8：新たな職場の就労証明書により変更申請が必要です。

Q4-9：育児短時間勤務の場合の就労証明書の記入方法は。

A4-9：「就労時間」は短縮前（雇用契約上の就労時間）を記入し、「育児のための短時間勤務制度利用有無」に育児短時間勤務の内容を記入してください。

なお、必ず就労先事業所が記入してください。

< 5. 保育料について >

Q5-1：保育料は無償になるのか。

A5-1：幼児教育・保育の無償化により、無償となる範囲は以下のとおりです。

- ・ 3歳児クラス以上の児童の保育料
- ・ 住民税非課税世帯の2歳児クラス以下の児童の保育料

また、国と京都府による減免制度があります。

なお、別途、施設ごとに定めている靴代・制服代・食材料費等実費負担となるものがあります。

Q5-2：保育料決定の通知はどのように届くのか。

A5-2：保育料決定の通知は市から行います。

4月入所者については、園経由で4月中旬までに通知します。

5月以降の入所者については、入所月の前月末までに郵送にて通知します。

なお、後期の保育料（9月～3月分）については、園経由で9月上旬に通知します。

Q5-3：市民税額等に変更が生じた場合は申し出が必要か。

A5-3：子育て支援課に申し出てください。必要に応じて保育料等を再算定します。

< 6. 育児休業の延長について >

Q6-1：育児休業給付金の支給期間の延長の要件が変更となったのか。

A6-1：令和7年4月より、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていない等の要件の追加がありました。

要件等の確認については、ハローワーク・労働局へお問い合わせください。

Q6-2：申込書の写しは申込者本人が準備するのか。

A6-2：入所保留者の利用調整結果の通知に同封します。

Q6-3：申込書「⑦育児休業の状況」欄とは。

A6-3：育児休業の延長が許容できる場合にチェックすることにより、調整点数を減点するための意思表示欄です。

ただし、保育所等への入所が決定しないことを確約するものではありません。